

# 鳥取縣公報

昭和十八年二月五日  
第千四百五號

金曜日

## 目次

|    |                  |    |
|----|------------------|----|
| 縣令 | 防空法施行細則制定        | 一頁 |
| 告示 | 小作料統制令ノ規定ニ依ル證票交付 | 一頁 |
|    | 同 證票返納           | 一頁 |
|    | 產婆登錄名簿訂正並取消者     | 一頁 |
|    | 素焼陶器ノ販賣價格指定中改正   | 一頁 |
|    | 蘭糸調査員囑託及解囑       | 一頁 |
|    | 中小商工業再編成協議會規程中改正 | 一頁 |
| 彙報 | 青少年よ！敢然義勇軍に志願せよ  | 一頁 |
|    | 蠶業試験場蠶業講習生募集     | 一頁 |
|    | 其の他              | 一頁 |

## 縣令

### 鳥取縣令第十五號

防空法施行細則左ノ通定ム

昭和十八年二月五日

鳥取縣知事

土肥米之

#### 防空法施行細則

第一條 防空法施行規則(以下單ニ規則ト稱ス)第一條第二項但書ニ依ル區域ハ市街地建築物法施行區域及西伯郡境町、上道村、餘子村、外江村、渡村、中濱村、大篠津村、和田村、崎津村、富益村、夜見村、彦名村ヲ除キタル地域トス

第二條 本令ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ所轄警察署長ヲ經由スベシ

第三條 規則第一條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書正副二通ヲ提出スベシ

鳥取縣公報

毎週曜日發行

(休日は當ル時ハ翌日)

昭和十八年二月五日  
第千四百五號

(昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可)

一

一 申請書ノ住所、職業及氏名、法人ニ在リテハ名稱、事務所  
 々在り及代表者ノ氏名

二 設置ノ場所

三 製造、貯藏又ハ處理物品ノ種類及最大數量

四 建築物又ハ設備ノ構造、仕様書及圖面

五 周圍ノ狀況ヲ示ス圖面(設置ノ場所ヨリ一千メートル以上)

六 作業又ハ處理ノ方法

七 設置ノ目的

八 工事着手及竣功豫定期日

九 建築従事者ノ住所、氏名又ハ名稱

前項ノ申請ニシテ支障ナシト認ムルトキハ副本ニ第一號様式ニ  
 依ル建築許可證印ヲ押印シテ申請者ニ交付ス

市街地建築物法、木造建築物建築統制規則ノ適用ヲ受タル建築物  
 ニ在リテハ當該申請書類ニ第一項ノ所事項ヲ記載シテ之ヲ併  
 願スルコトヲ得

第四條 規則第一條第一項第一號ニ掲グル建築物ニシテ物品ノ製  
 造、貯藏又ハ處理ノ數量別表第一數量ノ二十分ノ一以上ノモノ  
 ハ左ノ距離ヲ保有スルニアラザレバ建築スルコトヲ得ズ

(イ) 官署、離宮又ハ御陵ヨリ 保有距離  
 一、〇〇〇メートル以上

(ロ) 特ニ重要ナル發電所、堤堤、港灣  
 水道又ハ瓦斯事業場、飛行場、  
 橋梁、兵營、工場、停車場、中  
 央卸賣市場、電氣通信施設其ノ  
 他爆撃目標トナルベキ重要施設  
 ヨリ  
 一、〇〇〇メートル以上

(ハ) 別稱ノ危險物製造所、貯藏所、處  
 理場ヨリ  
 三〇〇メートル以上

(ニ) 社寺、學校、病院、劇場、百貨  
 店其ノ他多衆ヲ收容スル建築物  
 公園、運動場ノ類、重要ナル道  
 路、鐵道、軌道ヨリ  
 一〇〇メートル以上

(ホ) 敷地境界線ヨリ  
 一五〇メートル以上

(ハ) 同一敷地内ノ他ノ建築物ヨリ  
 二五メートル以上

危險物品ヲ貯藏スルモノニシテ之ヲ地下室又ハ地下施  
 設(含ム)ト爲ス場合ハ前項ノ距離ハ各々二分ノ一トナスコト  
 ヲ得但シ別表第一數量未滿ノモノハ保有距離ヲ要セス

危險物ノ種類、建築物ノ構造設備其ノ他周圍ノ狀況ヨリ  
 危險シト認メ又ハ已ムヲ得ズト認ムルトキハ第一項ノ制限ヲ輕  
 減スルコトヲ得

減スルコトアルベシ

第五條 前條第一項ノ建築物ハ左ノ構造ト爲スベシ

一 平家建トナスコト

二 別表甲ニ屬スル物品ヲ貯藏、處理ニ供スル場合ハ建築物ノ  
 建築面積ハ六十平方米以下トシ乙ニ屬スル物品ヲ取扱フ場  
 合ハ二百平方米以下トスルコト

三 製造ノ用ニ供スル場合ハ一建築物ノ建築面積ハ六百平方  
 米以下トスルコト

四 外壁、床又ハ隔壁ハ耐火構造トナスコト

五 屋根ハ耐火構造トナスコト但シ爆發ノ虞アル不安定ナル物  
 品ヲ取扱フ場合ハ特ニ輕量ナル不燃材料(金屬板ヲ除ク)  
 トナスコト

六 窓、出入口ノ開口部ハ内部ニ網人不透明硝子ヲ外部ニ甲種  
 防火戸ヲ設クルコト

七 有効ナル避雷設備ヲナルコト

八 地上槽ニ在リテハ貯藏容量ニ等シキ漏油ヲ收容シ得ベキ防  
 油壁ヲ設クルコト

九 地下槽(地下室又ハ地下施設ヲ含ム)ニ在リテハ覆土厚ヲ  
 一メートル以上トナスコト危險物ノ製造又ハ處理ニ供スル  
 建築物若ハ別表乙ニ屬スル物品ヲ貯藏スル建築物ニシテ危

ノ種類、數量又ハ周圍ノ狀況等ニ依リ防壁ニ支障  
 ナシト認ムルトキハ前項ノ制限ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ  
 得

第六條 前二條ノ適用ニ關シ別表ニ掲グル物品二種以上ヲ製造、  
 貯藏又ハ處理スル建築物ニ在リテハ當該物品ノ數量ヲ別表第一  
 數量ノ二十分ノ一ニテ除シタル商ノ和ガ一ヲ超ユルトキハ第一  
 數量ノ二十分ノ一ヲ超エテ製造、貯藏又ハ處理スルモノト看做  
 ス

第七條 建築物竣功シタルトキハ竣功届正副二通ヲ提出スベシ

第三條第三項ノ建築物ニ在リテハ當該法令ニ依ル竣功届二通ヲ  
 提出シテ前項ノ竣功届ニ代フルコトヲ得竣功検査ニ合格シタル  
 トキハ副本ニ第二號様式ノ建築物竣功検査済證印ヲ押印シテ申  
 請者ニ交付ス

建築物ハ前項ノ竣功検査済證ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スル  
 コトヲ得ズ

第八條 規則第一條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル日ヨリ六  
 月以内ニ起工セザルトキ又ハ竣功豫定期日ヲ經過スルコト一年  
 ニシテ仍竣功セザルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ但シ特別ノ事  
 由アルモノニシテ期限内ニ延期ノ手續ヲ爲シタル場合ハ此ノ限  
 ニ在ラズ

00611

第九條 建築中ハ工事場ニ第三條第二項ノ建築許可證印アル副本ヲ備ヘ置キ當該官吏又ハ吏員ノ要求アリタルトキハ之ヲ提示ス

別表

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

| 品名      | 種類 | 第一數量       | 第二數量        | 備考 |
|---------|----|------------|-------------|----|
| 火藥      | 甲  | 五、〇〇〇疋     | 一疋、〇〇〇疋     |    |
| 爆藥      | 同  | 二、〇〇〇同     | 六、〇〇〇同      |    |
| 銃用實包空包  | 同  | 二、五〇〇、〇〇〇個 | 七、五〇〇、〇〇〇個  |    |
| 銃用雷管    | 同  | 五、〇〇〇、〇〇〇同 | 一五、〇〇〇、〇〇〇同 |    |
| 工業用雷管   | 同  | 六〇〇、〇〇〇同   | 一三〇〇、〇〇〇同   |    |
| 塩素酸鹽類   | 同  | 一〇、〇〇〇疋    | 四〇〇、〇〇〇疋    |    |
| 過塩素酸鹽類  | 同  | 一〇、〇〇〇同    | 四〇〇、〇〇〇同    |    |
| 硝酸鹽類    | 乙  | 八〇、〇〇〇同    | 三三〇、〇〇〇同    |    |
| 黃燐      | 甲  | 四、〇〇〇同     | 一六、〇〇〇同     |    |
| 赤燐      | 同  | 八、〇〇〇同     | 三三、〇〇〇同     |    |
| 硫化燐     | 同  | 八、〇〇〇同     | 三三、〇〇〇同     |    |
| 金屬カリウム  | 同  | 五〇〇同       | 二、〇〇〇同      |    |
| 金屬ナトリウム | 同  | 五〇〇同       | 二、〇〇〇同      |    |
| キシロール   | 同  | 四〇、〇〇〇立    | 一六〇、〇〇〇立    |    |
| ビクリン酸   | 同  | 四〇、〇〇〇疋    | 一六〇、〇〇〇疋    |    |
| ビクリン酸鹽類 | 同  | 四〇、〇〇〇同    | 一六〇、〇〇〇同    |    |
| テレピン油   | 同  | 四〇、〇〇〇立    | 一六〇、〇〇〇立    |    |
| 第一種石油   | 同  | 一六、〇〇〇同    | 六四、〇〇〇同     |    |
| 第二種石油   | 同  | 四〇、〇〇〇同    | 一六〇、〇〇〇同    |    |
| 第三種石油   | 乙  | 四〇〇、〇〇〇同   | 一、六〇〇、〇〇〇同  |    |
| 燐寸      | 乙  | 五〇、〇〇〇包    | 二〇〇、〇〇〇包    |    |
| セルロイド   | 甲  | 三〇、〇〇〇疋    | 一三〇、〇〇〇疋    |    |
| 壓縮ガス    | 同  | 三〇〇立方尺     | 一、二〇〇立方尺    |    |
| 液体ガス    | 同  | 三、〇〇〇疋     | 一二、〇〇〇疋     |    |
| 石炭ガス    | 同  | 一〇〇、〇〇〇立方尺 | 四〇〇、〇〇〇立方尺  |    |
| 可燃性ガス   | 同  | 一〇、〇〇〇同    | 四〇、〇〇〇同     |    |
| カーバイド   | 乙  | 五〇、〇〇〇疋    | 二〇〇、〇〇〇疋    |    |
| マグネシウム  | 甲  | 一、〇〇〇同     | 四、〇〇〇同      |    |
| 過酸化水素水  | 同  | 四〇、〇〇〇立    | 一六〇、〇〇〇立    |    |
| 過酸化カリ   | 同  | 一〇、〇〇〇疋    | 四〇、〇〇〇疋     |    |
| 過酸化ソーダ  | 同  | 一〇、〇〇〇同    | 四〇、〇〇〇同     |    |
| 過酸化バリウム | 同  | 一〇、〇〇〇同    | 四〇、〇〇〇同     |    |
| 二硫化     | 同  | 八、〇〇〇立     | 三、〇〇〇立      |    |

00612

|          |   |         |          |
|----------|---|---------|----------|
| メタノール    | 同 | 二〇、〇〇〇同 | 八〇、〇〇〇同  |
| アルコール    | 同 | 四〇、〇〇〇同 | 一六〇、〇〇〇同 |
| エーテル     | 同 | 八、〇〇〇立  | 三三、〇〇〇立  |
| アセトン     | 同 | 四〇、〇〇〇同 | 一六〇、〇〇〇同 |
| 醋酸エステル   | 同 | 四〇、〇〇〇同 | 一六〇、〇〇〇同 |
| ニトロセルローズ | 同 | 一、〇〇〇疋  | 四、〇〇〇疋   |
| ベンゾール    | 同 | 二〇、〇〇〇立 | 八〇、〇〇〇立  |
| トルオール    | 同 | 二〇、〇〇〇同 | 八〇、〇〇〇同  |

備考

一 石油ト稱スルハ原油、原油ノ分溜製品(殘渣ヲモ含ム)及其ノ分解製品並ニ天然「ガス」ノ分離製品ニシテ常溫ニ於テ液狀ヲ爲スモノヲ謂フ

「タール」類ノ分溜油、頁岩油、石炭液化油及其ノ他之ニ類スル燃料油ハ之ヲ石油ト看做ス

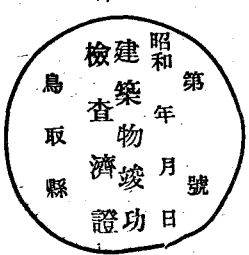
石油ニシテ「アーベル」又ハ「ペンスキーマルテンス」閉塞發焰試験器ヲ用ヒ七六〇耗ノ氣壓ニ於テ攝氏二十一度未滿ノ溫度ニテ發焰スルモノヲ第一種、二十一度以上七十度未滿ニテ發焰スルモノヲ第二種、七十度以上ノ溫度ニ達セザレバ發焰セザルモノヲ第三種トス

二 燐寸一包トハ普通燐寸十個入ヲ謂フ

第二號様式



建築物竣功検査済證印



告示

鳥取縣告示第六十三號

小作料統制令第十條ノ規定ニ依ル證票ヲ左記ノ者ニ交付シタリ  
昭和十八年二月五日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 第一號 地方小作官 平川昌三
- 第二號 地方技師 大西保英
- 第三號 同 各務武雄
- 第四號 鳥取縣屬 寺谷政義
- 第五號 同 中尾鹿藏
- 第六號 鳥取縣小作官補 谷尾憲藏

鳥取縣告示第六十四號

地方小作官松島淳、鳥取縣小作官補各務武雄小作料統制令第十條ノ規定ニ依ル證票ヲ返付セリ  
昭和十八年二月五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第六十五號

產婆登錄名簿ノ訂正並取消者左ノ如シ  
昭和十八年二月五日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 前住所並開業地 鳥取市立川町一丁目五九番地
- 新住所並開業地 八頭郡中私都村大字市場二九八番地ノ一
- 昭和十八年一月十五日住所並開業地變更ノ爲同日付名簿訂正方出願ニ對シ同年同月二十五日訂正
- 衣笠 節

- 前本籍 鳥取縣日野郡江尾村大字久連一四五番地
- 新本籍 鳥取縣米子市道笑町二丁目二番地
- 昭和十七年十二月十一日轉籍ニ依リ同十八年一月十四日付名簿訂正方出願ニ對シ同年一月二十五日訂正
- 生田 恆子

住所並開業地 東伯郡社村大字横田四一五番地ノ二地  
昭和十七年十一月十日死亡ニ依リ昭和十八年一月二十日付名簿取消方出願ニ對シ同年同月二十五日取消  
石龜 芳

鳥取縣告示第六十六號

昭和十七年十二月鳥取縣告示第八百二號(素燒陶器ノ販賣價格指定ノ件)中左ノ通告正ス  
昭和十八年二月五日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 「大谷上素燒陶器」トアルヲ「大谷上神素燒陶器」ニ改ム
- 大和風呂ノ規格中「高〇、六七」ヲ「高〇、五七」ニ「高〇、六三」ヲ「高〇、五三」ニ「高〇、五〇」ヲ「高〇、四〇」ニ改ム
- 二ノ項中東伯郡社村ノ次ニ「灘手村」ヲ加フ

鳥取縣告示第六十七號

繭絲調查員左ノ通囑託及解囑アリタリ  
昭和十八年二月五日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 囑託繭絲調查員 名 查員氏 名 番號 郡市町村名 職務 囑託解囑年月日
- 中野 貞男 西村喜代治 一七 岩美郡岩井 岩井町 昭和十八年二月五日
- 町、蒲生村 役場

鳥取縣告示第六十八號

鳥取縣中小商工業再編成協議會規程中左ノ通告正ス  
昭和十八年二月五日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 第七條中「經濟部長」ヲ「縣單位ノ部會ニ在リテハ內政部長ヲ郡單位ノ部會ニ在リテハ所轄地方事務所長」ニ改ム

鳥取縣告示第六十九號

種馬統制法ニ依ル昭和十八年ノ候補種牡馬檢定及檢査左ノ通實施セラレ  
昭和十八年二月五日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 檢定期日 檢査區域 檢定場所ノ位置 檢定ノ區分
- 三月三日 鳥取 米子市一圓 米子市家畜市場 明ヶ三歲以上
- 午後 縣 候補種查
- 府縣 郡市 町村 檢査計畫 鳥取種馬所管内第一班

01000

00614

00613

# 青少年よ

## 敢然義勇軍に志願せよ

— 青少年義勇軍應募案内 —

滿洲國が民族協和、王道樂土の顯現を理想として建國されてより茲に十一年、躍進に躍進を重ねて今や自他共に許す東亞の雄邦となつたのであるが、しかも我が國との關係はいよ／＼密接となり、一億一心の盟邦として共に相携へて東洋の平和、人類の福祉の爲に邁進してゐる。

然るにこの盟邦滿洲國に於ける民族協和の核心として、多数優秀なる人物が彼の地に移り住み、其の中核となつて自ら率先して鞭を示し、沃土を開拓して産業を増強し、國防を充實し併して眞に指導的な地位に立つて魂と魂との觸れ合つた精神的な融和を圖り、其の建國理想の達成に貢献することは實に我々大和民族に課せられた大使命である。

此の意味からいつてこの新しい國新らしい土地に、新らしい人たる我が青少年が率先海を越えて定住し、若々しい意氣と力を以て此の大事業に参畫協力することは、最も相應しく最も意義あり、且、河より大切な急務なのである。

青少年義勇軍はその綱領に於て

「我等義勇軍ハ天祖ノ宏謨ヲ奉ジ、心ヲ一ニシテ追進シ、身ヲ以テ滿洲建國ノ聖業ニ捧ゲ、神明ニ誓フテ 天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス」

と宣してゐるのであつて、常にこれを實踐し心身を鍛錬陶冶して大東亞共榮圈の主軸たる日滿一体、高度國防國家完成への根基に培ひ、民族協和の中核として滿洲國の成生發展に寄與する各種開拓民、特に開拓農民としての資質を育成してゐるのであつて、まことに青少年義勇軍こそ日本青年の活きた模範であるばかりでなく、東洋平和の活きた前衛とも謂ふことが出来るのである。

今やこの滿洲開拓青少年義勇軍運動は、展開以來茲に第一期五年計畫の完了を見て、本縣送出人員は實に千六百有餘名に達し其の數に於て其の質に於て、將又其の訓練成績に於て斷然他府縣を凌駕してゐるのであつて、關係當局始め縣民各位の國家的自覺と、熱烈なる信念による協力に據るものとして、洵に喜びに堪えぬところである。

そして本年度は第二期五ヶ年計畫の實施初年度に當り、義勇軍十三萬送出目標に基く一萬五千名送出を確定せられ、本縣に於ては二ヶ中隊五百名を送出すべきこととなつてゐるのであるが、この一ヶは二百五十名編成二ヶ中隊の送出は、本縣の實力

00616

00615

に對し「特別の措置によるものであつて、この本縣送出青少年のみによ、中隊編成といふことが、如何に送出青少年の教育其の他に好結果を得てゐるかは想像に餘りある處であらう。

青少年諸君よ、奮つて義勇軍に志願せよ。滿洲開拓民の將來性や實情については昨年八・九月の交、本欄に於て相當詳しく記したのであるが、その搖籃たる青少年義勇軍の送出については諸君の自覺と父兄各位の理解に俟たねばならぬ。切に諸君並に各位の奮起を望む次第である。

### ◎ 應募案内

#### ▽ 應募資格

(一) 年 齡 數(年十六歳(早生れは十五歳)から十九歳(但し十二月二日以降生れの者に限り二十歳でも差支なし)迄の者。

(二) 經 歴 學歴は國民學校初等科を卒業した者でなければならぬが、職歴の如何を問はぬ。

(三) 健康狀態 身体が強壯で、現地に於て共同生活並に農耕に従事し得ることが必要である。従つて醫者が診て呼吸器又は心臟が悪いとか、脚氣があるとか、神經系の疾患があるとか痔瘻、重症トラホーム其の他悪性傳染性疾患のある者は

#### ▽ 應募手續

希望者は居住地の市町村長・國民學校長・青年學校長又は青年團長に申出で、其の推薦を得て左の書類を市町村長を經由して縣に提出すればよい。

- イ、願 書 二 通
- ロ、身上調書 四 通
- ハ、戸籍抄本 二 通

右の用紙は市町村役場・國民學校・青年學校に備付けてある。

イ、汽車又は船に乗つた場合

(四) 其の他 父兄の承諾のあることが絶対に必要であるが本人自身も我が大和民族の先驅として大陸經營の第一線に進んで立つだけの鞏固な意志と滿洲に骨を埋める決心を有してゐる者でなければならぬ。

00617

三等又は最下級往復運賃  
ロ、乗合自動車、馬車等に乘つた場合

陸路の往復が三里以上に互る場合は一里につき二十錢の範圍で其の實費

◎ 合格後の訓練

右の證衡に合格すれば茨城縣内原にある滿蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所で三ヶ月以上の内地訓練を受けるのであるが、この際郷里より縣の集會場所までの旅費は、證衡の際に準じて支給される後必要な費用は一切政府で負擔されるから別に金錢を持つ必要はないが、滿洲の現地到着までの雜用費として五圓以内の小遣錢を持參しても差支へない。

▽ 内地訓練

内原に於ける内地訓練は、日輪兵舎に收容して簡素を旨とした自治的共同生活によつて義勇軍たる資格が鍊磨せられるのであつて、尙訓練生中から適格者として選ばれた者は、他日開拓地の農村建設に役立つ爲に衛生・建築・榮養・縫工・蹄鐵・醸造・喇叭隊隊等その素質に應じて特技訓練が行はれる。

かくて無事内地訓練が終ると所定の被服・携帶品等を支給され中隊毎に、導員に引率されて、いよゝあこがれの滿洲に渡つて現地訓練に配屬される。

▽ 現地訓練

現地訓練所では義勇軍綱領の精神によつて、神社を中心とする一大家族主義の下に、日常生活を通じて皇道精神を鍊磨すると共に滿洲の氣候風土・衣食住に順應せしめ、健全なる生活様式を創造し他面原住民との協和を實踐する生活訓練、警備及び戦闘の軍事的基礎訓練を主とし、且つ武道・体育等を行ふ軍事訓練、農耕を通じて農民魂を鍛鍊すると共に滿洲農業に關する知識技能を体得せしめて、將來開拓農民たるの創意と工夫力を修得せしめる、農事訓練訓練生の心身發達に適應した班編成の下に皇民科・理數科・農業科・並に訓練所所在地の狀況に應じて滿洲語・ロシア語・蒙古語等を教授する教學訓練が行はれる外、耕種・畜産・林業・農産加工・トラクター・トラック・建築・土木其の他の特技者を養成する特技訓練が行はれるのであつて、前期一年間を基本訓練期間とし、後期二年間を實務訓練期間として、概ね三農年の間に行はれ、理想農村建設の爲必須な各種の訓練が行はれるのである。

◎ 訓練終了後

現地訓練を終了した者は原則として政府の補助金を受けて建國農民となり、一戸當り十町歩の耕地と若干の團協同用地を有する農村を作るのであるが、その内特技訓練を受けた者其の技能を

00618

開拓地で復立たせ、或は鑛工其の他の産業方面に進出させるものもある。

又訓練生中から適格者を選抜して養成した者は、將來の指導員其の他滿洲國各種機關の要員として活動することとなる。

尙兵役關係としては、徵兵検査を現地を受けて關東軍に入營するのである。

鳥取縣蠶業試驗場

蠶業講習生の募集

縣蠶業試驗場では、昭和十八年四月入學せしむべき蠶業講習生を左の要項により募集する。

▲ 募集要項

- 一、所在地 東伯郡日下村大字上井(驛より約五丁)
- 二、目的 蠶業に關する學理技術を授け、農村に於ける蠶業中堅指導者を養成するを目的とす。
- 三、教授及訓練課程

修身公民科Ⅱ國民道德要旨、公民心得  
普通學科Ⅱ國語、國史、數學、理科

▽ 現地訓練

現地訓練所では義勇軍綱領の精神によつて、神社を中心とする一大家族主義の下に、日常生活を通じて皇道精神を鍊磨すると共に滿洲の氣候風土・衣食住に順應せしめ、健全なる生活様式を創造し他面原住民との協和を實踐する生活訓練、警備及び戦闘の軍事的基礎訓練を主とし、且つ武道・体育等を行ふ軍事訓練、農耕を通じて農民魂を鍛鍊すると共に滿洲農業に關する知識技能を体得せしめて、將來開拓農民たるの創意と工夫力を修得せしめる、農事訓練訓練生の心身發達に適應した班編成の下に皇民科・理數科・農業科・並に訓練所所在地の狀況に應じて滿洲語・ロシア語・蒙古語等を教授する教學訓練が行はれる外、耕種・畜産・林業・農産加工・トラクター・トラック・建築・土木其の他の特技者を養成する特技訓練が行はれるのであつて、前期一年間を基本訓練期間とし、後期二年間を實務訓練期間として、概ね三農年の間に行はれ、理想農村建設の爲必須な各種の訓練が行はれるのである。

◎ 訓練終了後

現地訓練を終了した者は原則として政府の補助金を受けて建國農民となり、一戸當り十町歩の耕地と若干の團協同用地を有する農村を作るのであるが、その内特技訓練を受けた者其の技能を

教練科(男)Ⅱ教練、體操、競技、武術  
體操科(女)Ⅱ體操、遊戲、弓道

家庭科(女)Ⅱ家事、裁縫  
職業科(男)Ⅱ蠶業汎論、養蠶經營、養蠶、蠶種製造、桑樹栽培、桑樹病虫害、蠶體病理、消毒、蠶體解剖、蠶體生理、品種改良、製絲、屑物整理、氣象、蠶種検査、蠶具製造、顯微鏡使用、蠶絲業法規、土壤、肥料殺菌、乾繭、貯繭、蠶種桑繭生絲審査、蠶種保護、各實習

四、教授及訓練期間

男女共一ヶ年  
男子二〇名 女子二〇名

五、募集人員

年齢滿十四歳以上にして國民學校高等科卒業又は之と同等以上の學力を有する者

七、選拔検査、場所、期日

選拔検査は口頭試験による

考查場及び期日左の如し

期日 昭和十八年三月三十一日

場所 本場、蠶業取締所鳥取、郡家、米子、黒坂各支

00619

所出張所

但し市町村長、國民學校長、青年學校長の推薦あるものは優先的に入學を許可す。

八、願書提出期限及方法

提出期限 昭和十八年三月二十日

(二)方法

入學願書に履歴書を添へ提出すること。但し推薦に依るものは願書の餘白に推薦を受くべし。

九、願書様式

入學願

私儀貴場蠶業講習部講習科志願ニ付入學御許可相成度別紙履歴書相添へ此段相願候

受験場所

年 月 日

現住所

氏 名

鳥取縣蠶業試験場長岡本章殿

△備考

一、所要經費

1、書籍費 約五圓

- 2、實習用費 約四圓
  - 3、授業料 徴集せず
  - 4、寄宿舎賄費 月十圓内外
- 但し手當として年額三十六圓を支給す
- 二、青年學校關係
- 青年學校と同等以上の施設として認可せられ、在學期間は本科各學年の一年に相當す。

◎週報・寫真週報掲載内容(二月三日發行)

▲週報

- 總理大臣の議會演説
- 新增稅案の解釋
- 樞軸外交の進展
- 戰爭と科學技術
- 出ませう慰問文慰問袋
- 戰爭下の子供の躰け方
- 強化される電力の消費規正

◎寫真週報

○全軍では米英との死闘がくりかへされてゐるのだ

(第一線に於ける我が將兵の苦闘)

○米英レコードを街から家庭から叩き出さう

(排棄すべき敵性レコード一覽表)

○看板から米英を抹殺しよう

○日本人に賣る日本商品らしからぬ商標レツテルを罰々

○日獨伊經濟協定成る

○不用品交換で産み出す貯蓄

○間に合はせてすませる工夫

—記事 大妻コタカ

○前線寫眞通信二題

其の一 饒土から立ち上つた死闘

其の二 古戰場に豪勢な層鐵回收

◎行旅死亡人

北海道函館市長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當ノ向ハ直接同市長宛照會相成度

一、本籍、住所、氏名、年齢、性別、職業不詳、氏名不詳、

男 四十歳位

二、相貌、特徴 燒爛ニ依リ不明

三、著衣及所持金品 毛絨ジャケツ燒殘一、高丈燒殘一、其ノ他所持金ナシ

四、警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年十月二十九日

五、假埋葬年月日及場所 昭和十七年十月三十日

函館市山脊泊共同墓地

備考 昭和十七年十月二十九日午前二時頃函館市高砂町森屋

百貨店裏物置ニ潜入探險ノ爲焚火シタルモノト推定就

寢後失火ニ依リ燒死シタルモノナリ



18300

00620

00621

○ 行旅死亡人

北海道函館市長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當  
ノ向ハ直接同市長宛照會相成度

一、本籍、住所、氏名、年齢、性別、職業

不詳(自稱) 川 向 榮 吉 六十三歳

二、相貌、特徴 身長五尺位顔長ク額廣ク眉毛、目鼻、口、耳

各並、頸長ク頭髪一寸位、鼻下及頸ニ疣アリ、右  
上膊ニ(鳥居印)前膊ニ(棒ニ三星印)ノ入墨

アリ

三、著衣及所持金品

破レンコート一、淺黄夏上著一、メリヤス上  
下、印判天股引一、黒學生帽子一、所持金品ナシ

四、假埋葬年月日及場所

昭和十七年十一月十四日函館市山脊泊共同墓地

備考

右ハ昭和十七年十一月十日市内金堀町一〇一番地奥村力太郎方物  
置内ニ行倒シ居リシヲ收容救護中十一月十一日死亡シタルニ依リ

假埋葬ス

一、本籍、住所、氏名、年齢、性別、職業

不詳(自稱) 吉田善吉六十九歳男人夫ト稱セシモ乞

食風態ナリ

二、相貌、特徴 身長五尺一寸位顔長ク額廣ク眉毛太ク目、口

耳各並、鼻高ク頸長シ頭髪二寸位特徴ナシ

三、著衣及所持金品

破レ労働服夏物上下履物古草履所持金ナシ

四、假埋葬年月日及場所

昭和十七年十一月十四日函館市山脊泊共同墓地

備考

右ハ昭和十七年八月二十九日ヨリ行旅病人トシテ救護中ナリシガ  
十一月十一日死亡ニ依リ假埋葬ス

昭和十八年二月五日印刷  
昭和十八年二月五日發行

鳥取縣鳥取市東町  
發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所